

ない。加害者は払わないということがわかっているから、病院も健康保険を使わせたくない。事実上使えない。その結果、400万円もかかってしまうのです。そして改正犯給法では自費の診療ではなく、健康保険の自費負担分だけ国が払うということになっています。

お二人のケースは、今の改正犯給法では十分に解決できません。ではどうしたらいいのかということですが、その前に、諸外国の例を紹介します。

松畑:我が国における犯給法の支給実績は、人口1億3,000万人に対し21億3,600万円です。1人当たりの負担額にして16円43銭です。これに対してアメリカは2006年の実績で、人口3億人に対し総支給額が500億円。1人当たり167円です。イギリスは人口6,000万人に対し、総支給額330億円。1人当たりの負担額は550円。フランスは人口6,000万人で総支給額356億円。1人当たりの負担額593円。ドイツは人口8700万人で総支給額278億円。1人当たりの負担額は339円です。諸外国に比べて日本がいかに低い実績かがわかります。

高橋:ひとつで言えば、ケタがひとつ違います。国連の分担金で、日本は全体の12.5%を負担し、世界第2位です。その我が国が、自国民に対しては、これだけの予算しか配分していない。ではこのことが制度上、どのような違いとして現れてくるのでしょうか。

まず医療費について、ドイツはどのようなシステムになっていますか。

海外における犯罪被害者救済のための医療制度・後遺障害への施策

松畑:ドイツでは補償が適用されると、医療費は全額無料化されます。健康保険組合の負担分、被保険者の自己負担分は、すべて国が負担します。自己負担部分については、一旦、被害者が納めなければならないとされていますが、実際には被害者に負担をかけさせないために、支給を司る援護庁から前倒しで払う制度が多数運用されていると聞いております。元々ドイツでは健康保険制度が充実しており、対象外の疾病がないということです。入院の場合も、自己負担の上限が年間で280ユーロ、日本円で1ユーロを150円で換算すると、約4万2,000円。それ以上の自己負担がないため、被害者が高額医療費で苦しめられることはありません。

ドイツの場合、再就職のためのリハビリテーション費用や介護援助、訪問看護、マッサージといったサービスを受けることも含めてすべて無料化されています。また、実際の医療器具として、メガネ、車いす、プロテク

ターなどの現物給付もあり、きわめて充実した制度となっています。

高橋:イギリスはどうなっていますか。

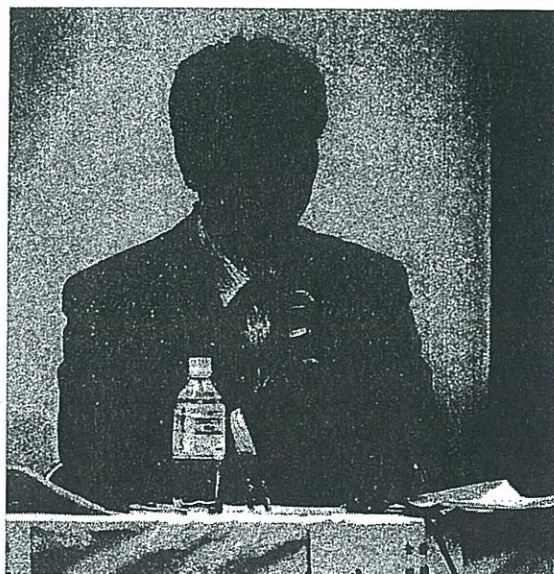
白井:イギリスも医療費は無料です。これは犯罪被害者補償というより、そもそも国民健康保険で無料になっているということです。アメリカのマイケル・ムーア監督の「シッコ」という映画でも、イギリスの病院の様子を取り上げられ、患者さんからお金をとる会計係がそもそも病院内に設置されていないことが紹介されました。そのほか、障害に伴って必要となる自宅の改造といった環境の整備費、特別の治療などについては、犯罪被害者補償が特別支給金として出されます。

高橋:あわせてお聞きしたいのですが、川本さんはすぐに仕事を始めなければ立ち行かなくなるため、事件から1週間で復帰されたそうです。本来なら1カ月、2カ月は心の整理をしてから社会復帰できればと思いますが、その場合の休業補償、所得補償はイギリスではどうなっているのでしょうか。

白井:当面の休業補償については、犯罪被害者に特別の制度はありませんが、勤労者の場合、雇用主から毎月給料が払われます。雇用主から支払われなければ、28週以内であれば国が代わって補償するシステムがあります。また、自営業者の場合、金額は低くなりますが、不労給付というものがあり、一定の金額が出されます。休業期間が28週以上になると、別の所得補償があります。

高橋:ドイツではいかがですか。

松畑:ドイツは犯罪被害の補償法としてではなく、一般的な法律として被害者が労働者であれば、事件後6週間



白井孝一 あすの会副代表幹事・弁護士